第118回南あわじ市議会定例会議事日程(第7号)

令和5年3月24日(金)午前10時開議

第1 議案第2号、議案第17号~議案第23号、議案第31号~議案第33号、議案第37号(12件一括上程)

議 案 第 2 号 令和4年度南あわじ市一般会計補正予算(第8号)

議 案 第 1 7 号 南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を 改正する条例制定について

議案第18号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 南あわじ市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等 に関する条例の一部を改正する条例制定について

議 案 第 2 0 号 南あわじ市大学入学奨励金支給条例の一部を改正する条例制定に ついて

議 案 第 2 1 号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について(神道公会堂)

議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の変更について(吉野・惣川・黒岩・白崎・来川辺地)

議案第33号 財産の譲与について(神道公会堂)

議案第37号 南あわじ市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定に ついて

第2 議案第3号、議案第4号、議案第24号~議案第30号、議案第34号~議案第36号、議案第38号~議案第41号(16件一括上程)

議 案 第 3 号 令和4年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議 案 第 4 号 令和4年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第24号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議 案 第 2 5 号 - 南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について

議 案 第 2 6 号 南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例制定について

議 案 第 2 7 号 南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第29号 南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改 正する条例制定について 議 案 第 3 0 号 南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定に ついて

議案第34号 字の区域の変更について (湊地区)

議 案 第 3 5 号 市道路線の認定について

議 案 第 3 8 号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につい

7

議案第39号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第41号 損害賠償額の決定及び和解について

第3 議案第5号~議案第16号(12件一括上程)

議 案 第 5 号 令和5年度南あわじ市一般会計予算

議 案 第 6 号 令和5年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算

議 案 第 7 号 令和5年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算

議 案 第 8 号 令和5年度南あわじ市介護保険特別会計予算

議 案 第 9 号 令和5年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算

議 案 第 1 0 号 令和 5 年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算

議 案 第 1 1 号 令和 5 年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算

議 案 第 1 2 号 令和 5 年度南あわじ市下水道事業会計予算

議 案 第 1 3 号 令和 5 年度南あわじ市広田財産区特別会計予算

議 案 第 1 4 号 令和 5 年度南あわじ市福良財産区特別会計予算

議案第15号 令和5年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算

議 案 第 1 6 号 令和 5 年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算

第4 請 願 第 1 号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を 求める請願書

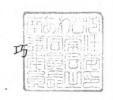
第5 発 委 第 2 号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同 法の抜本的改正」を求める意見書について

第6 発 委 第 3 号 南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例制定について

第7 議員派遣の申し出

第8 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

総務文教常任委員会委員長 土 井



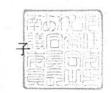
委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108 条の規定により報告します。

議	案	番	F	1	件名	結	果
議	案 第	ぎ	2	号	令和4年度南あわじ市一般会計補正予算(第8号)	原案	可 決
議多	案 第	1	7	号	南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の 一部を改正する条例制定について	原案	可決
議多	案 第	1	8	号	南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案	可決
議多	案 第	1	9	号	南あわじ市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び 認定等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案	可決
議多	案 第	2	0		南あわじ市大学入学奨励金支給条例の一部を改正する条例 制定について	原案	可決
議多	案 第	2	1	号	南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定	原案	可決
議多	案 第	2	2	号	について 南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定に ついて	原案	可決
議多	案 第	2	3	号	南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について	原案	可決

議	案	番	号	件名	結	果
議案	第	3	1 号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について(神道公 会堂)	原案可	〕決
議案	第	3	2 5	ける 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の変更について (吉野・惣川・黒岩・白崎・来川辺地)	原案可	〕決
議案	\$第	3	3 5	財産の譲与について (神道公会堂)	原案可	〕決
議案	(第	3	7 5	南あわじ市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 制定について	原案可	〕 決

産業厚生常任委員会委員長 吉 田 良



委員会審查報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108 条の規定により報告します。

議	案	番	F	1-	件名	結	果
議	案 第	等	3	号	令和4年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第2 号)	原案市	丁決
議	案 第	等	4	号	令和4年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補 正予算(第1号)	原案。	丁決
議第	英 第	2	4	号	南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案同	丁決
議第	案 第	2	5	号	南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について	原案。	丁決
議第	ま 第	2	6	号	南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例制 定について	原案同	丁決
議第	英 第	2	7	号	南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例制定に ついて	原案。	丁決
議第	定 第	2	8	号.	南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に ついて	原案可	丁決
議第	を 第	2	9	号	南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一 部を改正する条例制定について	原案可	丁決
議务	 第	3	0	号	南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 制定について	原案中	丁決

700	養	案	番	号	-	件名	結	果	:
議	案	第	3	4	号	字の区域の変更について (湊地区)	原案	可	決
議	案	第	3	5 -	号	市道路線の認定について	原案	可	決
議	案	第	3	6	号	灘黒岩水仙郷施設整備工事請負変更契約の締結について	原案	可	決
議	案	第	3	8	号	南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案	可	決
議	案	第	3	9	号	南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	原案	可	決
議	案	第	4	0	号	灘黒岩水仙郷外構整備工事請負契約の締結について	原案	可	決
議	案	第	4	1	号	損害賠償額の決定及び和解について	原案	可	決

予算審査特別委員会委員長 土 井

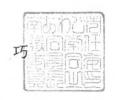


委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

議	案	番	: -5	클	件名	結	果
	7						1, 1,
議	案	第	5	号	令和5年度南あわじ市一般会計予算	原案	可決
議	案	第	6	号	令和5年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算	原案	可決
議	案	第	7	号	令和5年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算	原案	可決
議	案	第	8	号	令和5年度南あわじ市介護保険特別会計予算	原案	可決
議	案	第	9	号	令和5年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算	原案	可決
議多	案 第	§ 1	0	号	令和5年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予 算	原案	可決
議多	案 第	§ 1	1	号	令和 5 年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算	原案	可決
議多	案 第	§ 1	2	号	令和5年度南あわじ市下水道事業会計予算	原案	可決
議多	案 第	§ 1	3	号	令和5年度南あわじ市広田財産区特別会計予算	原案	可決
議多	案 第	§ 1	4	号	令和5年度南あわじ市福良財産区特別会計予算	原案	可決
議多	案 第	§ 1	5	号	令和5年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算	原案	可決
議多	案 第	至 1	6	号	令和5年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算	原案	可決

総務文教常任委員会委員長 土 井



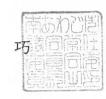
請願審查報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第138 条第1項の規定により報告します。

請願番号	件名	結	果
請 願 第 1 号	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法 改正を求める請願書	採	択

提出者

総務文教常任委員会委員長 土 井



「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条 第2項の規定により提出します。

「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書

特定商取引法(以下「特商法」という。) の2016年(平成28年) 改正の際、いわゆる5年後見直しが定められた。2022年(令和4 年)12月に同改正法の施行から5年の経過を迎えた。令和4年版 消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど 高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の 54.7%にのぼる。そして、令和3年度版消費者白書によれば、65 歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問 販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳 未満の割合の2倍を超えている。さらに、令和4年版消費者白書 によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売 の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪 質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。 また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関 する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加し ているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取 引は、20歳代において高い比率を占めていて、2022年(令和4年) 4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ 被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に 対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶 の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とする こと及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、

行政規制・クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を 導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

兵庫県南あわじ市議会議長 長 船 吉 博

意見書提出先

衆議院議長 細田博之様

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1

参議院議長 尾 辻 秀 久 様

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1

内閣総理大臣 岸田文雄様

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)

河 野 太 郎 様

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

提出の理由

超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の 27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、2022年(令和4年)4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に対し、特定商取引法の改正を行うよう意見書を関係機関に提出するものです。

提出者

議会運営委員会委員長 谷 口 博



南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条 第2項の規定により提出します。 南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年南あわじ市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(議員報酬の支給制限)

- 第3条の2 前2条の規定にかかわらず、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分(以下「逮捕等」という。)を受けたときは、逮捕等を受けた期間(以下「逮捕等期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、議員が逮捕等を受けたことを知った時が議員報酬の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を差し止めることができない月の議員報酬については、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分(以下「一時 差止処分」という。)の理由となった刑事事件に関し、公訴を提起しない処分 があった場合、公訴を提起されることなく逮捕された日から1年を経過した 場合又は無罪判決が確定した場合その他有罪判決を受けることがなくなった 場合は、速やかに、当該一時差止処分を取り消さなければならない。
- 3 前2条の規定にかかわらず、議員について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる期間(以下「不支給期間」という。)に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、当該議員報酬のうち、既に支給したもの(以下「返納対象議員報酬」という。)があるときは、当該議員は、返納対象議員報酬を返納しなければならない。
 - (1) 刑事事件に関して有罪判決が確定した場合 逮捕等期間
 - (2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該刑事施設に 収容された期間
- 4 一時差止処分に係る議員報酬の額及び不支給期間に係る議員報酬の額(返納対象議員報酬の額を含む。)は、各月における逮捕等期間又は不支給期間の

日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(期末手当の支給制限)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、基準日以前6か月以内の期間において逮捕 等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕 等期間(当該基準日以前6か月以内に係る部分に限る。)の日数に応じて、当 該基準日以前6か月の期間の現日数を基礎として日割りによって計算した額 の支給を一時差し止めるものとする。
- 2 前条の規定にかかわらず、基準日以前6か月以内の期間において不支給期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該不支給期間(当該基準日以前6か月以内の期間に係る部分に限る。)の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数を基礎として日割りによって計算した額は、支給しない。
- 3 第3条の2第2項及び第3項後段の規定は、前2項の場合について準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案	備考
第1条・第2条 略 (議員報酬の支給)	第1条・第2条 略 (議員報酬の支給)	
第3条 略	第3条略	
2 略	2 略	
	(議員報酬の支給制限)	
	第3条の2 前2条の規定にかかわらず、議員が刑事事件の被疑者又	
	は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分(以下「逮捕	
	等」という。)を受けたときは、逮捕等を受けた期間(以下「逮捕	
	等期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものと	
	する。ただし、議員が逮捕等を受けたことを知った時が議員報酬の 支給日の直前であることその他の理由により当該支給を差し止める	
	ことができない月の議員報酬については、この限りでない。	
	2 前項本文の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分(以	
	下「一時差止処分」という。)の理由となった刑事事件に関し、公	
	訴を提起しない処分があった場合、公訴を提起されることなく逮捕	
	された日から1年を経過した場合又は無罪判決が確定した場合その	
	他有罪判決を受けることがなくなった場合は、速やかに、当該一時	
	<u>差</u> 止処分を取り消さなければならない。	
	3 前2条の規定にかかわらず、議員について次の各号のいずれかに該	
	当する場合には、当該各号に掲げる期間(以下「不支給期間」という。)	
	に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、当該議員報酬の	

第4条 第5条 略

- うち、既に支給したもの(以下「返納対象議員報酬」という。)があるときは、当該議員は、返納対象議員報酬を返納しなければならない。
- (1) 刑事事件に関して有罪判決が確定した場合 逮捕等期間
- (2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該刑事施設に収容された期間
- 4 一時差止処分に係る議員報酬の額及び不支給期間に係る議員報酬の額(返納対象議員報酬の額を含む。)は、各月における逮捕等期間又は不支給期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りによって計算した額とする。
- 第4条·第5条 略

(期末手当の支給制限)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、基準日以前6か月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間(当該基準日以前6か月以内に係る部分に限る。)の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数を基礎として日割りによって計算した額の支給を一時差し止めるものとする。
- 2 前条の規定にかかわらず、基準日以前6か月以内の期間において不 支給期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、 当該不支給期間(当該基準日以前6か月以内の期間に係る部分に限 る。)の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数を基礎 として日割りによって計算した額は、支給しない。
- 3 第3条の2第2項及び第3項後段の規定は、前2項の場合について準用する。

提出の理由

この条例の一部改正は、市議会への市民の信頼の確保に鑑み、市民の信頼に反 し、逮捕、勾留等身体を拘束される処分を受けた場合における議員報酬及び期末 手当の扱いについて、所要の改正を行うものです。

その内容は、議員が逮捕、勾留その他身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬及び期末手当の支給を日割りなどで一時差し止めるとし、不起訴処分や無罪判決が出た場合、一時差し止めは取り消すが、有罪判決なら支給しないとするものです。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行すると定めております。

議員派遣申出書

令和5年3月24日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により 議員を派遣する。

- 1 南あわじ市斎苑桜花の郷竣工式
 - (1) 目 的 竣工式
 - (2) 派遣場所 南あわじ市斎苑桜花の郷
 - (3) 期 間 令和5年3月25日
 - (4) 派遣議員 全議員
- 2 東播・淡路市議会議長会定例会
 - (1) 目 的 定例会
 - (2) 派遣場所 やしろ国際学習塾
 - (3) 期 間 令和5年4月14日
 - (4) 派遣議員 正副議長

南あわじ市議会 議長 長 船 吉 博 様

議会運営委員会 委員長 谷 口 博



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する ものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

- 1. 事 件
 - (1) 議会運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
- 2. 期 限

南あわじ市議会 議長 長 船 吉 博 様

総務文教常任委員会 委員長 土 井



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する ものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

南あわじ市議会 議長 長 船 吉 博 様

> 産業厚生常任委員会 委員長 吉 田 良



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する ものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

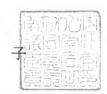
記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関すること
- 2.期限

南あわじ市議会 議長 長 船 吉 博 様

議会広報広聴常任委員会 委員長 北 条 志 津



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する ものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

- 1. 事 件
 - (1) 議会広報誌に関する事項
 - (2) 議会報告会に関する事項
 - (3) 議会ホームページに関する事項
 - (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
 - (5) その他議会広報広聴活動に関する事項
- 2. 期 限